

古河市における教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン

《令和3年5月改訂版》

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設等には、園児や保育従事者の命を守るための迅速かつ適切な判断が求められる。

より迅速で適切な判断を行うため、各保育施設等の設置されている地域（住所）に避難情報が発令された場合の保育施設等に係る対応について、ガイドラインを定める。

2 住民に求める行動

発令される警戒レベルごとに住民に求める行動は次の表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされている。

警戒 レベル	住民に求める行動	避難情報等	発令機関
5	既に災害が発生または切迫している状況です。 水害の場合、水の来ない高い場所に登るなど命を守るための最善の行動をとってください。	緊急安全確保	古河市
4	対象地域のうち浸水想定区域内の全員が避難 速やかに避難所または水の来ない地域（ハザードマップの白い地域）に避難してください。	避難指示	古河市
3	避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児など）とその支援者は避難所または水の来ない地域（ハザードマップの白い区域）へ避難を開始してください。	高齢者等避難	古河市
2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁
1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報	気象庁

3 保育施設等の対応基準

「住民に求める行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は次のとおりとする。

警戒レベル3～5（避難情報等）が発令された場合の対象は、発令対象地域（住所）に所在する全ての保育施設等とする。

避難確保計画の対象である利根川・渡良瀬川・思川のいずれかの浸水想定区域内に立地している保育施設等に対しては、古河市からの警戒レベル3～5（避難情報等）に加え、音声メッセージによる洪水予報の伝達がある。浸水想定区域内に立地している保育施設等については、音声メッセージの「氾濫注意情報」が発令した場合は、登園自粛要請日とする。

なお、対応基準は一定の基準であり、運用判断は、子どもの安全を第一として、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況及び保育提供体制等を鑑み、臨機応変に対応することとする。

（１）「午前６時時点で発令中」又は「午前６時から開園時刻までの間に発令」による休園基準
【浸水想定区域外の場合】

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左記の対応をとる べき保育施設等
警戒レベル５ (緊急安全確保)	・当該日は、原則、休園とする。 ・保護者への休園の連絡	発令対象地域（住所）に所在する全ての保育施設等
警戒レベル４ (避難指示)		
警戒レベル３ (高齢者等避難)		

※開園時間前に発令が解除されても、避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

【浸水想定区域内の場合】

警戒レベル (避難情報等)	音声メッセージ による洪水情報	保育施設等の対応	左記の対応をとる べき保育施設等
警戒レベル5 (緊急安全確保)		・当該日は、休園とする。 ・保護者への休園の連絡	発令対象地域（住所）に所在する全ての保育施設等
警戒レベル4 (避難指示)	氾濫危険情報		
警戒レベル3 (高齢者等避難)	氾濫警戒情報		
	氾濫注意情報	・当該日は、登園自粛要請日とする。	利根川・渡良瀬川・思川のいずれかの浸水想定区域内に所在する全ての保育施設

※開園時間前に発令が解除されても、避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

※上流域の降雨状況によっては、河川の水位上昇（氾濫注意情報の発令前）に限らず高齢者等避難が発令される可能性がある。

(2)「開園時間中に発令」による避難等の基準

開園時間中に避難情報等が発令された場合、避難が必要となるが、立地している浸水想定深によっては、以下のとおり、避難の必要性や避難行動が異なる。

浸水想定深	避難行動等	市ハザードマップ カラー
3 m以上	施設からの立ち退き避難	ピンク～赤
0.5～ 3 m未満	施設からの立ち退き避難 (2階以上が安全な場合は屋内安全確保も可)	薄ピンク
0.5 m 未満	屋内安全確保	黄
0 m	避難の必要性無し	白

【浸水想定区域外の場合】

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左記の対応をとる べき保育施設等
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、出来るだけ速やかなお迎えの依頼」を連絡。 ・屋内（園内）安全確保が不可能だと判断した場合は、避難所へ園児を速やかに避難させる。	発令対象地域（住所）に所在する全ての保育施設等
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル3 (高齢者等避難)		

※開園時間前に発令が解除されても、避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

【浸水想定区域内の場合】

警戒レベル (避難情報等)	音声メッセージ による洪水情報	保育施設等の対応	左記の対応をとる べき保育施設等
警戒レベル5 (緊急安全確保)			
警戒レベル4 (避難指示)	氾濫危険情報	・施設で作成している避難確保計画に基づき対応する。 ・児童、職員及びお迎えに来る保護者の安全確保を第一とした対応をする。	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	氾濫警戒情報	※避難確保計画未策定の浸水想定区域内の施設は策定すること。	
	氾濫注意情報		

※開園時間前に発令が解除されても、避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とする。

※上流域の降雨状況によっては、河川の水位上昇（氾濫注意情報の発令前）に限らず高齢者等避難が発令される可能性がある。

(3) 災害復旧や人命救助等に従事する保護者等への対応

災害発生状況下において社会的要請が強い防災や医療に従事する保護者の子どもを預かることにより災害対応を支援することや、被災された世帯の子どもを預かることにより当該世帯の再建を支援することも、児童福祉施設の重要な役割であることを踏まえ、子どもの安全を最大限確保することを第一とし、そのうえで、可能な限り市民の利用ニーズに応えるため、施設の安全確認を行い、保育従事者の安全と子どもを受け入れるための体制の確保に努め、可能な限り対応することとする。

そのため、各保育施設等は、職種や各家庭の状況を把握し、対象児童の早めの避難など、個別の対応について、保護者との合意形成を図るように努めることとする。

4 保護者及び職員への周知

- ・市は、文書やホームページ上で本ガイドラインの周知を行う。
- ・保育施設等は、入園時のしおり、園便り、重要事項説明書、メール配信等で周知を行う。
- ・保育施設等は、緊急時の避難所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定め、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。